

添付書類一一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないもの
であることを説明する書類

一般水底土砂が海洋投入処分以外に適切な処分の方法
がないものであることを説明する書類

【目 次】

- | | |
|--------------------------------|---|
| 1. 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性 | 1 |
| 2. 海洋投入処分量の削減に関する取組 | 3 |

1. 一般水底土砂の発生する事業の概要及び必要性

1.1 しゅんせつ事業の概要

(1) しゅんせつ事業

外川漁港は太平洋に面している銚子半島の南端に位置し、好漁場である九十九里沖の一角を占める沖合・沿岸漁業基地として、また、近接する銚子漁港へ入港困難な場合の避難や盛漁期の陸揚げ補助など銚子漁港を補完する役割も担っており、利用漁船が安全・円滑に出入港できる航路の確保が重要な課題となっている。

平成14年4月に施行された漁港漁場整備法により、共同漁業権内における漁港と漁場の一体的かつ効率的に整備することが基本方針とされたことにより、外川漁港においても資源管理型漁港・つくり育てる漁業への支援、より効率的な流通機能の向上及び円滑な漁業活動と漁家経営の安定を図るため、「水産物供給基盤機能保全事業」及び「特定漁港浚渫事業」に基づき、漂砂対策の整備を重点に事業を実施している。

外川漁港は海からの漂砂による港内埋没に悩まされていることから、本事業計画においてこの堆積土砂を排除することを主眼とした水深維持のためのしゅんせつ事業を計画している。

しゅんせつ対象事業の概要は以下のとおりである。

- ・水産物供給基盤機能保全事業（水産庁(国)補助事業）

漁港施設、漁場施設の機能の保全を行うために必要な機能保全計画を策定し、当該計画に基づき堆砂が激しい部分から順次補修・維持しゅんせつを行う。

- ・特定漁港浚渫事業（県単独事業）

本事業によるしゅんせつは、九十九里浜の沿岸漂砂や利根川からの供給土砂により、また台風や津波等によって現状以上に航路及び泊地に堆積した土砂を急速、しゅんせつする必要が生じた際に行うもので、水産物供給基盤機能保全事業において実施するしゅんせつとは異なるものである。

(2) しゅんせつ範囲

しゅんせつ範囲は、図-1に示すとおり、-1.5m 泊地、-2.5m 泊地、-3.5m 泊地、-4.0m 泊地、及び、-5.0m 泊地、-5.5m 航路である。

1.2 事業の必要性

外川漁港では、利根川からの流下土砂や九十九里浜からの沿岸漂砂が常に流入してきていることから、港内泊地の必要水深を確保するためには、維持しゅんせつが欠かせない状況にある。

今後も土砂の堆積が想定されることから、漁船の安全な航行を確保し、漁港の機能を維持していくためには、継続的なしゅんせつを行っていく必要がある。

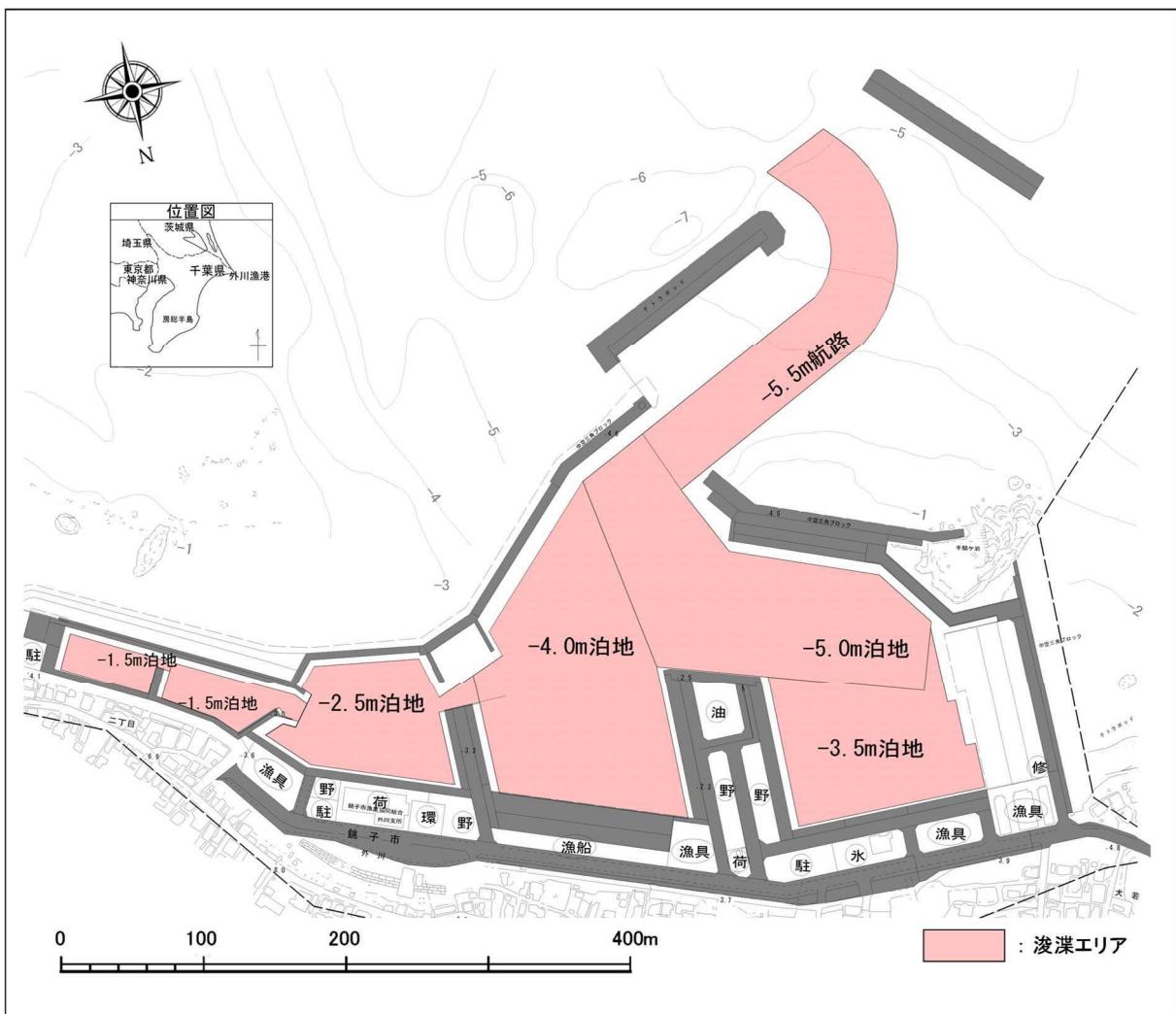


図-1 しゅんせつ範囲

2. 海洋投入処分量の削減に関する取組

2.1 しゅんせつ土量の削減に関する取組

外川漁港では、定期的に実施している深浅測量結果と、地元漁業協同組合からの聞き取りにより現況を把握して協議を行い、漁業活動に効果的かつ必要最小限のしゅんせつ工事を計画し実施している。

現在の泊地及び航路の水深は、図-2に示すとおりである。

2.2 しゅんせつにより発生する水底土砂の土量

各泊地、航路の計画水深は、図-1に示すとおりである。

この計画水深を確保するために最低限必要となる計画しゅんせつ土量は、表-1に示すとおり144,530m³である。

表-1 計画しゅんせつ土量

施設名	①計画面積 (m ²)	②計画水深 (m)	③平均水深 (m)	計画浚渫土量 (m ³) (③-②+余掘0.5m) × ①
-1.5m泊地	3,300	-1.5	-1.55	1,485
-1.5m泊地	2,640	-1.5	-1.80	528
-2.5m泊地	9,300	-2.5	-1.95	9,765
-3.5m泊地	13,000	-3.5	-3.40	7,800
-4.0m泊地	23,200	-4.0	-2.95	35,960
-5.0m泊地	24,500	-5.0	-3.39	51,695
-5.5m航路	15,100	-5.5	-3.53	37,297
合 計				144,530

注1: 平均水深は、各航路及び泊地の水深測定結果の平均値を表す。

注2: 平均水深が計画水深を上回っている泊地も存在するが、同一泊地内においても測定地点別にみると水深が不足する地点も多数存在するため浚渫が必要となる。

測量実施日:令和3年12月12日、17日

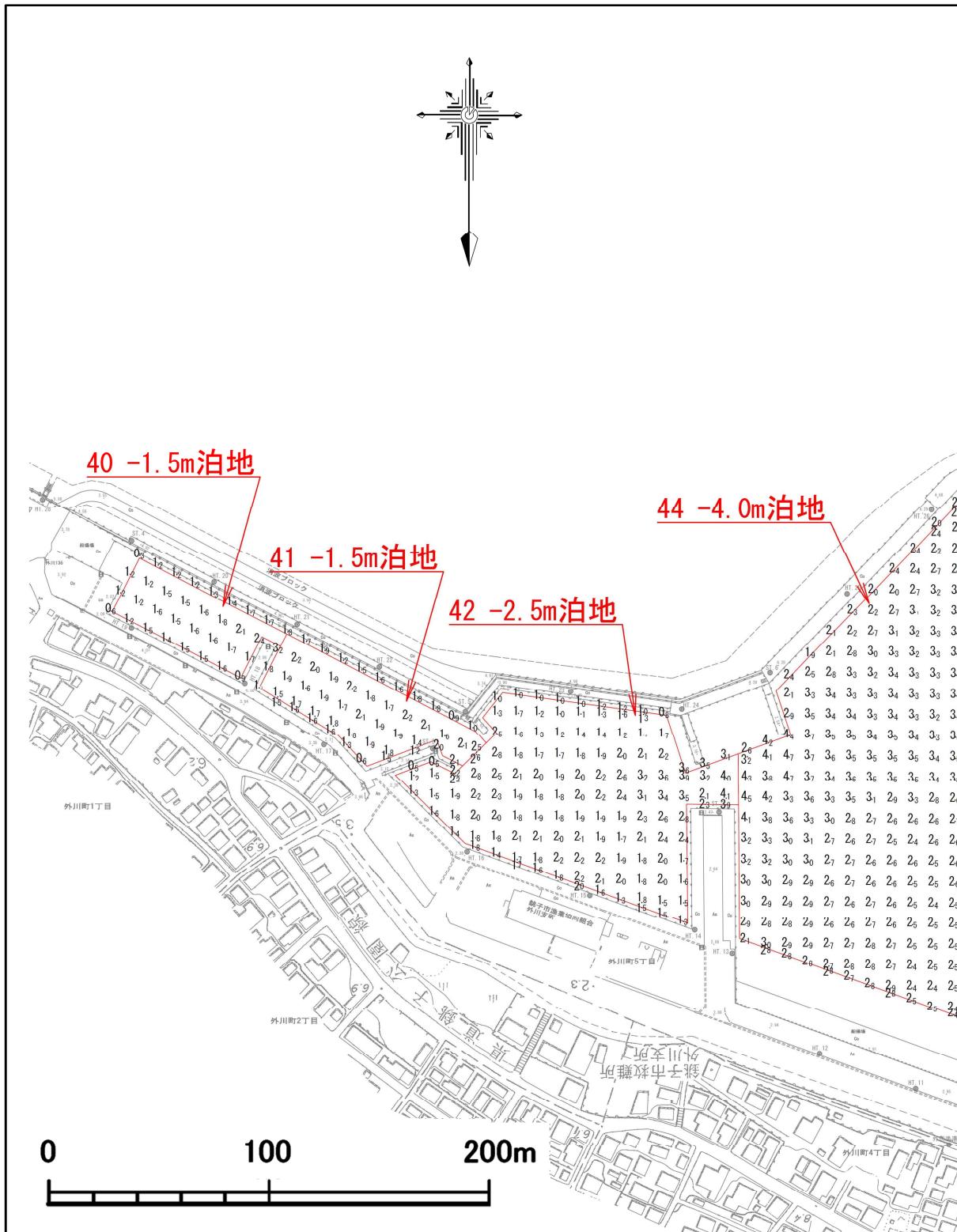


図-2(1) 深浅測量図（その1）

測量実施日:令和3年12月12日、17日

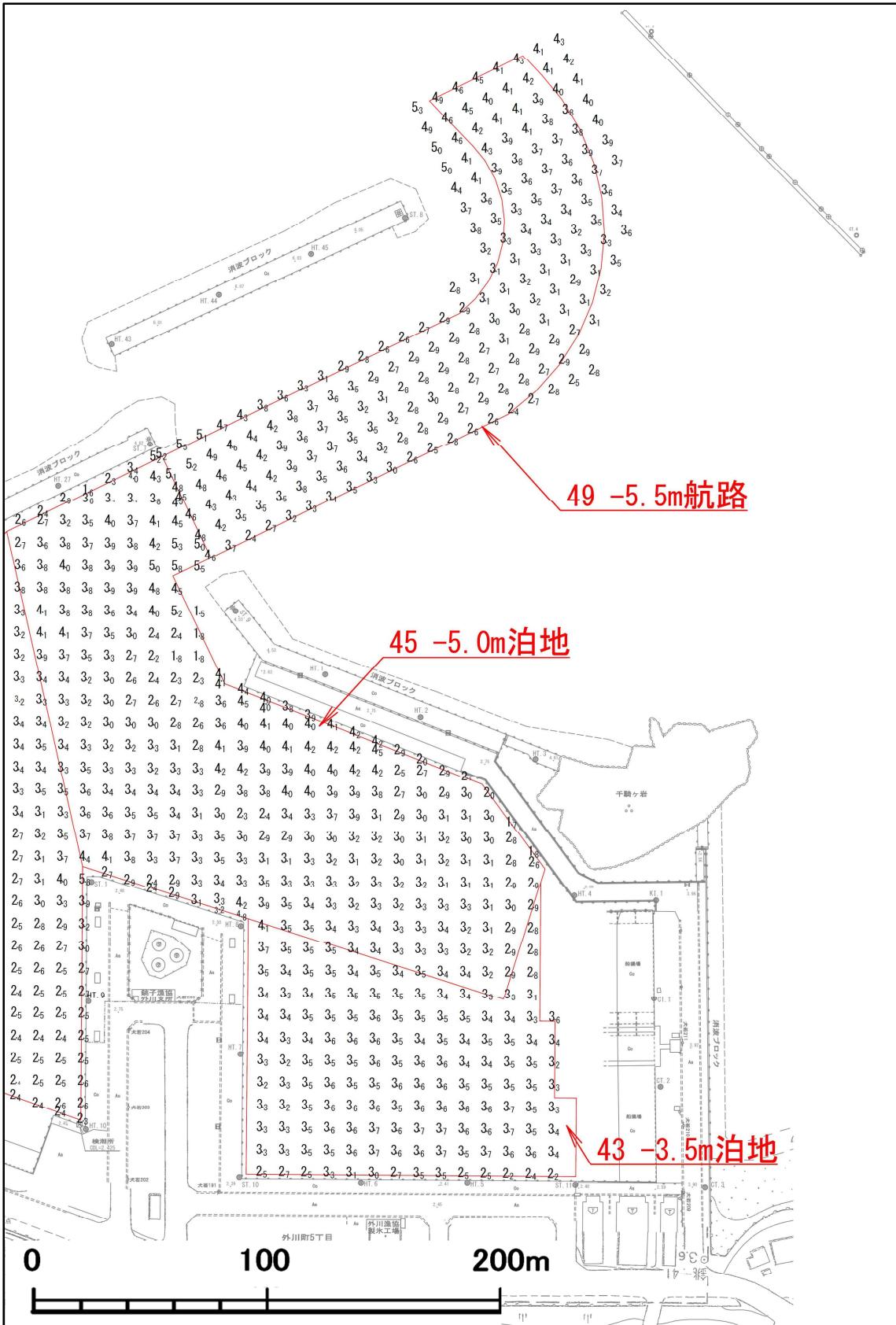


図-2(2) 深浅測量図（その2）

2.3 しゅんせつ土砂の有効利用量

(1) 過去の有効利用実績

しゅんせつ工事等により発生する水底土砂については、(財)日本建設情報総合センターが運営する建設発生土情報交換システムに情報提供し、近隣市町村等公共団体が実施する公共工事への積極的な工事間利用の促進を図っているが、過去20年間の実績は、しゅんせつ土量266,130m³のうち海洋投入処分した量は257,895m³、有効利用した量は8,235m³であり、その有効利用率は3.1%である。(表-2 参照)

表-2 外川漁港でのしゅんせつ土砂の有効利用及び海洋投入実績（過去20年間）

年度	浚渫土量 (m ³)	海洋投入処分量 (m ³)	有効利用量 (m ³)	有効利用率 (%)	有効利用区分
H14	1,079	1,079	0	0.0	
H15	662	662	0	0.0	
H16	1,260	1,260	0	0.0	
H17	1,786	1,786	0	0.0	
H18	22,438	22,438	0	0.0	
H19	0	0	0	0.0	
H20	23,698	22,690	1,008	4.3	保安林の盛土
H21	12,203	10,678	1,525	12.5	保安林の盛土
H22	12,327	10,740	1,587	12.9	保安林の盛土
H23	41,618	39,503	2,115	5.1	保安林の盛土
H24	9,722	9,722	0	0.0	
H25	0	0	0	0.0	
H26	0	0	0	0.0	
H27	1,000	0	1,000	100.0	治山事業
H28	1,000	0	1,000	100.0	治山事業
H29	4,091	4,091	0	0.0	
H30	29,626	29,626	0	0.0	
R1	51,273	51,273	0	0.0	
R2	23,347	23,347	0	0.0	
R3	29,000	29,000	0	0.0	計画値
合計	266,130	257,895	8,235	3.1	
平均	13,307	12,895	412	3.1	

(2) しゅんせつ土砂の有効利用計画

- ① 外川漁港では、用地の埋立てが終了しており、防波堤・護岸にも利用予定がない。
- ② 千葉県一宮海岸の養浜は、現在試験養浜であり、千葉県長生土木事務所による南九十九里浜養浜計画に則り14,000m³までの養浜可能条件の内、近傍の片貝漁港しゅんせつ土砂から年間10,000m³を有効利用している。一宮海岸において養浜可能な受入量がある場合は、片貝漁港内から発生する土量を限界まで有効利用する予定であり、外川漁港のしゅんせつ土砂については見込まれていない。
- ③ 利根川河川堤防事業では、利根川のしゅんせつ土を有効利用し使用するため、受入不可能である。
- ④ 南九十九里海岸で養浜計画があるが、汀線の後退が顕著になった場合の対策として位置付けているため、実施できない状況である。

上記のように、有効利用可能な箇所については充分な検討を行った上、再利用を進めているところであるが、千葉県が定める「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、県内の出先機関及びその自治体も含め 50km 圏内に受け入れ可能な箇所がないか、建設発生土情報交換システムの活用や近隣自治体等に電話聞き取りで随時実施しており、現状、外川漁港で発生するしゅんせつ土砂の土質条件では受け入れられる箇所が該当しないことが判明している。

なお、引き続き有効利用先の情報を収集し、当該しゅんせつ土砂の受け入れが可能となった場合は、有効利用することにより海洋投入処分量の削減に努める。

表-3 当該地域周辺におけるしゅんせつ土砂の有効利用先と有効利用の方法

有効利用先	有効利用の方法	確認時期	確認結果	実現性
一宮養浜計画	養浜	R.4.1	<千葉県河川整備課> 他事業のしゅんせつ土砂を利用するため、受け入れ不可	×
利根川河川堤防事業	中詰材	R1.12	<国土交通省利根川下流河川事務所> 利根川のしゅんせつ土を有効利用し使用するため、受け入れ不可	×
南九十九里地区養浜	養浜	R4.1	<山武土木事務所> 汀線の後退が顕著になった場合の対策として位置付けているため、受け入れ不可	×

2.4 海洋投入処分以外の方法による処分量

一般水底土砂の海洋投入処分以外の廃棄物としての処分の方法として、廃棄物の海面処分場あるいは陸上処分場における処分が考えられる。

そこで、50km 圏内の残土処分可能な処分場にも聞き取りした結果を表-4 に示す。

また、最終処分に関して千葉県内、茨城県内の最終処分場保有企業に電話での聞き取りを行ったところ、しゅんせつ土砂の受け入れは行っていないとの回答を得た（表-5）。

表-4 残土処分場に関する聞き取り実績

聞き取り調査先	確認時期	確認結果
千葉県環境生活部廃棄物指導課	R3.5	受け入れ可能な処分場なし
茨城県県民生活環境部廃棄物対策課	R3.5	受け入れ可能な処分場なし

表-5 最終処分場に関する聞き取り実績

企業名	場所	確認日	回答
千葉県			浚渫土砂の受け入れは行っていない。
(株)タケエイ	成田市	R4.6	
(株)山一商事	成田市	R4.6	
杉田建材(株)	市原市	R4.6	
(株)城装	市原市	R4.6	
(一財)千葉県まちづくり公社	富津市	R4.6	
千葉産業クリーン(株)	銚子市	R4.6	
茨城県			浚渫土砂の受け入れは行っていない。
神栖商事(有)	行方市、神栖市	R4.6	
(株)茨城環境企業	日立市	R4.6	
親和企業(有)	北茨城市	R4.6	
(株)新栄商事	下妻市	R4.6	
高橋商事(株)	水戸市、筑西市	R4.6	
羽黒・稻田石材スラッジ処理(協)	笠間市、桜川市	R4.6	
塙田建材(株)	下妻市	R4.6	
向洋産業(株)	北茨城市	R4.6	
久松解体興業(株)	かすみがうら市	R4.6	
(一財)茨城県環境保全事業団	笠間市	R4.6	

2.5 最終的な海洋投入処分量

以上のことから表-6 に示すように、外川漁港において、今後 5 年間に計画している発生するしゅんせつ土砂量は、144,530m³であり、有効利用土量及び海洋投入処分以外の方法による処分量は0m³であることから、海洋投入処分量は、144,530m³となる。

ただし、しゅんせつ土砂量の削減にあたっては、泊地及び航路におけるしゅんせつ範囲、しゅんせつ作業中の水深の管理を適正に行うことにより余掘量を可能な限り少なくし、海洋環境への影響の低減、海洋投入量の削減を図るよう最大限の努力を行う。さらに、今後も継続して有効利用先について情報を収集し、可能な限り海洋投入処分量の低減に努めていく。

表-6 海洋投入処分せざるを得ない処分量

	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	合計
	令和4年9月11日 ～ 令和5年9月10日	令和5年9月11日 ～ 令和6年9月10日	令和6年9月11日 ～ 令和7年9月10日	令和7年9月11日 ～ 令和8年9月10日	令和8年9月11日 ～ 令和9年9月10日	
しゅんせつ計画量 (m ³)	28,906	28,906	28,906	28,906	28,906	144,530
有効利用土量 (m ³)	0	0	0	0	0	0
有効利用割合 (%)	0	0	0	0	0	0
海洋投入以外の 方法の処分量 (m ³)	0	0	0	0	0	0
海洋投入以外の 処分の割合 (%)	0	0	0	0	0	0
海洋投入処分量 (m ³)	28,906	28,906	28,906	28,906	28,906	144,530
海洋投入処分 の割合 (%)	100	100	100	100	100	100